平成２２年（フ）第９６４号
仙台市宮城野区幸町２丁目14番35号　クレフラスト幸町Ｅ棟203
債務者　小林　　翼
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目２―48　メゾン古都Ⅲ102号室、住民票上の住所仙台市太白区富沢２丁目22番12号
債務者　松本潤一郎
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目２―48　メゾン古都Ⅲ102号室、住民票上の住所仙台市太白区富沢２丁目22番12号
債務者　松本精智子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
茨城県鉾田市飯島450番地10
債務者　江沼　好子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０４号
茨城県那珂郡東海村大字竹瓦279番地３
債務者　根本みさ子（旧姓藤枝）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１０号
茨城県水戸市元吉田町2110番地、旧住所茨城県水戸市元吉田町2010番地の１
債務者　茂木　　了
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１４号
茨城県笠間市南友部405番地
債務者　深澤紀美江
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
茨城県常陸太田市薬谷町251番地の７
債務者　松尾　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４０号
茨城県那珂市菅谷6132番地　ハイツＳＴＩ―Ｂ棟103号
債務者　篠田　容子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４２号
茨城県小美玉市小川735番地１
債務者　棚木　愛美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
茨城県日立市多賀町５丁目６番16―205号、旧住所茨城県日立市桜川町３丁目20番３　桜川レジデンス202号
債務者　南　美代子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２１号
茨城県日立市助川町２丁目５番１―306号
債務者　布川正二郎
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１０号
茨城県つくばみらい市谷井田901番地
債務者　町田　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４号
千葉県木更津市中央１丁目16番13号　鳥海ハイツ201号
債務者　岩本　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３２５号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟３―５号
債務者　野村　百恵
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟３―５号
債務者　野村　輝美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６５号
石川県河北郡内灘町字大清台21番地　塩谷方、従前の住所金沢市弥生１丁目７番10号
債務者　田中　正寛
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
金沢地方裁判所